

長 建 協 発 第 3 7 5 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省では、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等について、現場技能労働者の賃金水準の実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、標準見積書の一斉活用を開始等の施策に取り組んでいるところですが、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、参考資料のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だに全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっております。

こうした課題に対応するため、同省直轄工事（11月以降の契約工事）の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保に向けた取組の趣旨を掲載したポスターの掲示を要請する取組を開始するとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところであります。

つきましては、同取組の趣旨を踏まえ、発注者からの要請に対し適切に対応するよう別添のとおり全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、ポスターについては、下記URLよりダウンロード出来ますことを申し添えます。

☆ポスター掲載先URL

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html